

愛知県海洋ごみ問題啓発資材貸出要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、愛知県内での海洋ごみ問題の理解と関心を深めるとともに、その取組を促進するため、市町村等への啓発資材の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出物品)

第2条 貸出物品は、次に掲げるものとする。

	品名	採取・作成年度	サイズ・数量
(1)	漂着物サンプル	2013年度	1式
(2)	漂着物サンプル	2022年度	1式
(3)	啓発用パネル(海岸漂着ごみ～伊勢湾 森・川・海のつながり～)	2013年度	A 1・1式(4枚組)
(4)	啓発用パネル(知ってる?あいちのうみのコト)	2016年度	A 1・1式(5枚組)
(5)	啓発用パネル(海ごみからあいちの海を守ろう)	2019年度	B 2・1式(3枚組)
(6)	啓発用パネル(海ごみからあいちの海を守ろう(総合版))	2019年度	B 2・1枚

(貸出対象者)

第3条 啓発資材の貸出対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 愛知県内の市町村及び教育機関
- (2) その他、愛知県環境局資源循環推進課長が適当と認めた者

(貸出対象事業)

第4条 啓発資材の貸出対象となる事業は、愛知県の海洋ごみ対策に寄与すると認められる事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、貸出の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動に利用されるおそれのある事業
- (3) 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのある事業
- (4) その他、その使用が不適切と認められる事業

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として2週間以内とする。ただし、愛知県環境局資源循環推進課長が特に必要があると認めたときは、貸出期間を延長することができる。

(費 用)

第6条 貸出費用は、無料とする。ただし、啓発資材の郵送を希望する場合は、利用者が送料を負担するものとする。

(貸出の申請)

第7条 啓発資材の貸出を希望する者は、啓発資材借用申請書(別紙様式)に必要な事項を記入し、愛知県環境局資源循環推進課に提出しなければならない。

(借用者の義務)

第8条 借用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 借用物品を申請書に記載した目的以外に使用しないこと。
- (2) 借用物品を第三者に転貸等しないこと。
- (3) 借用期間を遵守し、使用後は速やかに返却すること。

(損害賠償等)

第9条 借用者が啓発資材の使用に際し、啓発資材に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

2 借用者が啓発資材の使用に起因して、第三者に損害を与えた場合は、借用者はその全責任を負うものとする。

(雑 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月31日から施行する。